

伊勢原市 電子契約について

GMO グローバルサイン・HD

電子認証事業とクラウドホスティング事業で社会基盤を支えています

電子認証事業

- ・電子証明書 発行実績累計 2,500万枚以上
- ・SSLサーバ証明書発行実績 770万枚以上



国内シェア1位
世界シェア3位

クラウドホスティング事業

- ・販売実績26年
- ・ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26- 1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした 各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者	青山 満
設立	1993年12月
資本金	9億1,690万円（2021年12月）
従業員数	社員996名（2021年12月）
株式	東京証券取引所プライム市場（証券コード：3788）



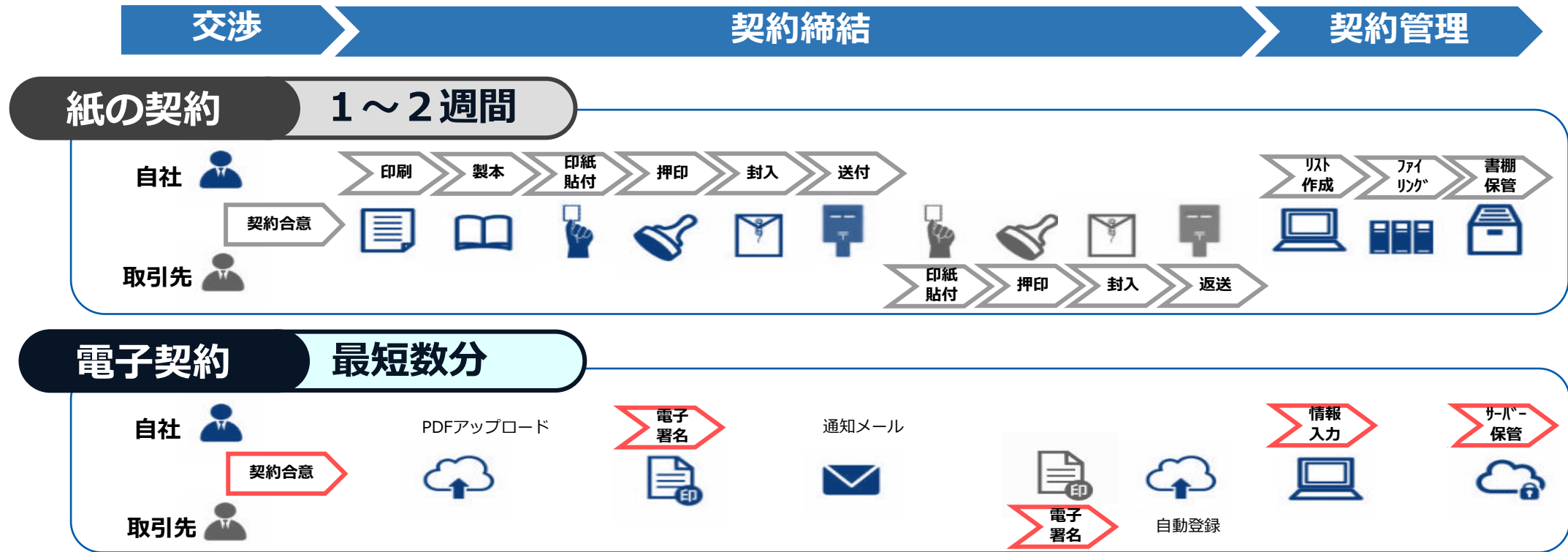
電子契約とは

電子文書+電子署名で締結する契約

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子文書
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

電子契約のメリット

- ①ハンコ&ペーパーレスによる業務効率化
- ②送料や保管料などのコスト削減
- ③災害対策（重要文書の保管）



GMOサイン概要

法令への対応（電子署名法）

GMOサインの電子署名は、デジタル庁・法務省・財務省から電子署名法に適合することを認められています。

【署名法第2条第1項】 署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

1. 締結の目的を有する日
令和3年9月22日

2. 締結を行った年月日
令和3年10月22日

3. 署名者となる者の氏名
署名者：電子印鑑サービス提供事業者「GMOサイン」(以下「GMOサイン」という。)を名義に署名し、署名そのものに署名する署名。種別署名等との併用を代する用途として使用することと署名者として認められている。

GMOサインは、契約書等の電子データに署名者の署名デジタルを記録し、締結することができる電子契約サービスであり、利用者本人の承認の上より署名を行う契約サービス(「署名者本人署名・ドキュメント署名型」)や、サービス提供事業者である署名者(署名デジタルを署名者の意思を有することと署名を行う契約サービス(「事業者署名型」)の2方式の利用が可能となっております。以下手順により手順説明を行う。

【GMOサイン 契約サービス(「事業者署名型」・「ドキュメント署名型」)のフロー】

① 利用者(署名者)は、GMOサインのサインセンターを通過し、期間として署名の申請を行う。当該申請は、GMOサインのサインセンターがWebフォントの署名を受け、合格した署名デジタルを交付し、その署名デジタルを署名者本人の承認の上より署名を行うこととなる。署名者の電子署名を行う際、署名者(署名者)は、署名者の氏名、氏名を証明することができることとなる。なお、当該電子署名の申請は、GMOサインのサインセンターが署名デジタルを管理するGMOサインのサインセンターに送信され、GMOサインのサインセンターが、署名者の氏名と署名デジタルを照合し、システム上で署名を記録し、署名そのものの承認の有無を検査し、合格した署名デジタルを署名者に交付し、署名そのものを署名者に交付する。

② 署名者(署名者)は、システム上で署名を記録し、署名そのものの承認の有無を検査し、合格した署名デジタルを署名者に交付し、署名そのものを署名者に交付する。署名者(署名者)は、署名そのものを署名者に交付し、署名そのものを署名者に交付する。

③ 署名者(署名者)は、システム上で署名を記録し、署名そのものの承認の有無を検査し、合格した署名デジタルを署名者に交付し、署名そのものを署名者に交付する。

④ 署名者(署名者)は、システム上で署名を記録し、署名そのものの承認の有無を検査し、合格した署名デジタルを署名者に交付し、署名そのものを署名者に交付する。

1. 署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

2. 署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

3. 署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

4. 署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

5. 署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

署名法第2条第1項に定める電子署名は、署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、同規定を適用するものとして、利用可能とされる。

「GMOサインを用いた電子署名は、電子署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し…記名押印に代わるものとして、利用可能」

デジタル庁・法務省・財務省からの回答

https://www.meti.go.jp/policy/jigyoyou_saisei/kyousouryoku_kyouuka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/211021_yoshiki.pdf

法令への対応（電子帳簿保存法）

GMOサインは、電子帳簿保存法にも対応しています。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	<p>下記いずれかの方法を充足すること（規則4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム 又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け 	<p>日本データ通信協会が認定するタイムスタンプを付与 (①を充足)</p>
② 場所	<p>国税に関する法律が定める「場所」に保存すること</p> <p>※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。</p>	<p>システムから電子契約をディスプレイに出力</p>
③ 期間	<p>国税に関する法律が定める「期間」保存すること</p>	<p>契約継続中は無期限で保管</p>
④ 保存	<ul style="list-style-type: none"> 1) 見読性の確保（規則2条2項1号イ） 2) システム概要書類の備付（規則2条2項1号ロ） 3) 検索機能（規則6条6項4号） 	<ul style="list-style-type: none"> 1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

総務省策定の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が外部サービスの選定条件とする **ISO/IEC 27017**を取得済み



ISO/IEC27017:2015

クラウドサービスに関する情報セキュリティ管理策のガイドライン規格「ISO/IEC 27017:2015」を取得しています。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和4年3月版)

…評価に当たって、外部サービス提供者が利用者に提供可能な第三者による監査報告書や認証等を取得している場合には、その監査報告書や認証等を利用する必要がある。

なお、**選定条件となる認証には、ISO/IEC 27017によるクラウドサービス分野におけるISMS認証の国際規格**がある。また、ISMAPの管理基準を満たすことの確認やISMAP クラウドサービスリスト等のほか、日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査や外部サービス提供者等のセキュリティに係る内部統制の保証報告書であるSOC報告書 (Service Organization Control Report) を活用することを推奨する。

電子契約の対象について

(1) 電子契約の対象とする契約は以下のとおりです

- 令和6年4月1日以降に開札を行う入札案件
- 単価契約物品

※ 従来どおり紙文書での契約締結も可能です。

※ 次に掲げるものは対象外とします。

- ① 法令等の定めにより書面によるべきとされているもの
- ② 契約締結日から10年を超える契約期間のもの
- ③ その他電子契約によることが適当でないと思われるもの

契約締結の流れ

契約締結の流れ(落札決定後)

(1) 落札決定後、契約担当から電話で「電子契約を利用」するか確認の電話を入れます。

※ 受注者の希望により、従来どおり紙文書での契約締結も可能です。

(2) 電子契約を希望する受注者は「電子契約利用申請書」を提出してください。

電子契約利用申請書

年 月 日

(あて先)
伊勢原市長

(申請者)
認定番号 _____
所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____
※受任者を置く場合は受任者についてご記入ください。

伊勢原市と電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に
利用するメールアドレス及びアクセスコードは、次のとおりとします。

契約案件名: _____

メールアドレス: _____

アクセスコード: _____ (4桁の数字)
※ 電子署名に必要なコードです。取扱いに注意してください。

【契約事務担当者】
部署名: _____
役職・氏名: _____
電話番号: _____
メールアドレス: _____

※ この申請書は、伊勢原市役所管財契約検査課に提出してください。
【mail: keiyaku@isehara-city.jp】

記入内容についての補足

- ① 認定番号 : かながわ電子入札共同システムの認定番号
(登録がない場合は空欄とする)
- ② メールアドレス : 電子契約メールを受信するメールアドレス
- ③ アクセスコード : 任意の4桁の数字。
電子契約メールを確認する際に使用します。

※ 市契約担当にメールまたはFAX等で提出してください。

契約締結の流れ(事業者側の署名)

(3) 受注事業者に署名依頼メールが届きます

メール件名「伊勢原市 様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の[文書を確認する]ボタンをクリックします
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

※ 落札決定日から7日以内に署名をしてください。

- ・受注者のメールアドレスに契約書の署名依頼のメールが届きます。
- ・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、署名をしてください。

契約締結の流れ(事業者側の署名)

(4) アクセスコードについて

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。

アクセスコード入力

アクセスコードがご不明な場合は、相手先までご連絡ください。

1 [アクセスコード]

2 [次へ]

操作手順

- 1 アクセスコードを入力します
- 2 【次へ】 ボタンをクリックします

アクセスコードの確認方法

- アクセスコードは署名依頼メールには記載されておりません。
- 事前に「電子契約利用申込書」にてご提出いただいた4桁のコードです。

契約締結の流れ(事業者側の署名)

(5) 文書を確認し、署名します

操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です



不可視署名について

○印影の不要な「不可視署名」となります。
○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

契約締結の流れ(事業者側の署名)

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です



(6) メールにて署名済文書のご案内が届きます

受注者、発注者双方の署名完了後、
電子署名完了のお知らせがメールが届きます。

メール件名「電子署名完了のお知らせ」
メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

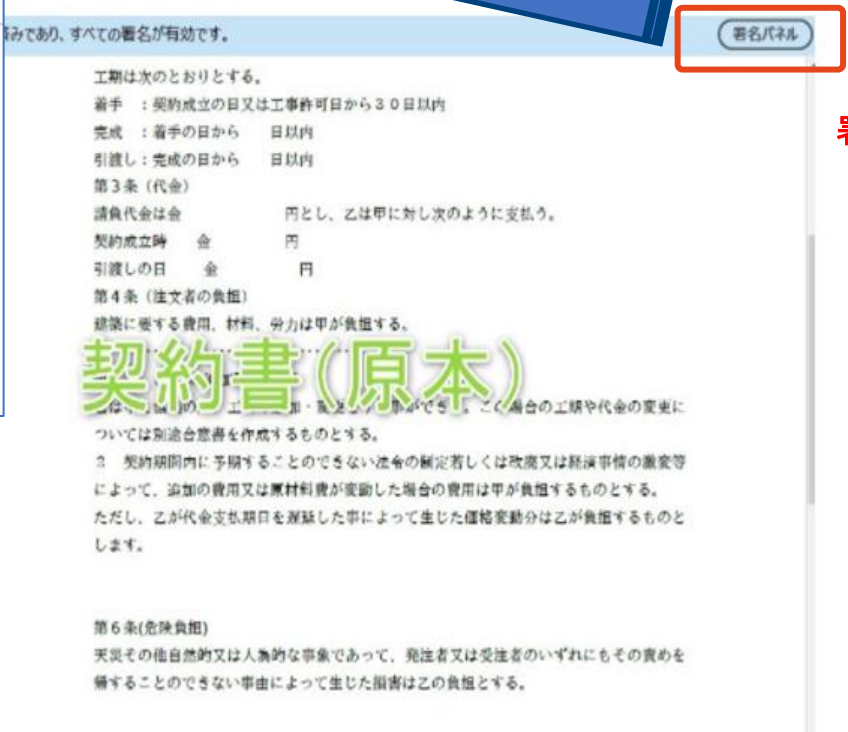
メールに記載の「文書の確認」からログインして
文書詳細のプレビューで署名文書が確認できます。

電子署名の確認方法

電子署名の確認方法① (PDF上で確認)

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、
「署名パネル」を開きます。

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。



電子署名の確認方法①（PDF上で確認） 署名パネルの情報

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:

信頼ソース取得元: Windows 信頼済み証明書ストア

文書は、この署名が適用されてから変更されていません

署名者の ID は有効です

埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。

署名は LTV 対応です

署名の詳細

理由: 受注事業者名 様 [メールアドレス] が2023-09-27 10:56:22 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2023.09.28 10:34:40 +09'00'

フィールド: EMFIELD_10288214_0 (不可視署名)

Adobeの最新署名方式（AATL）対応の証です。すべての電子署名が有効な状態です。

受注事業者側の電子署名がされている証です。

電子署名の確認方法①（PDF上で確認） 署名パネルの情報

バージョン 2 : GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:

信頼ソース取得元: **Windows 信頼済み証明書ストア** 利用環境により表示内容は異なります

文書は、この署名が適用されてから変更されていません

署名者の ID は有効です

埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。

署名は LTV 対応です

▼ 署名の詳細

理由: 伊勢原市 管財契約検査課様 [keiyaku@isehara-city.jp] が2023-09-27 10:57:33 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2023.09.28 10:34:40 +09'00'

フィールド: EMFIELD_10288214_1 (不可視署名)

[このバージョンを表示](#)

バージョン 3 : Seiko Timestamp Service. Accredited A2W01-102 により署名済み

署名は有効です:

市の電子署名が
されている証です。

タイムスタンプが
付与されている証です。

電子署名の確認方法②(GMOサインの「文書管理」プレビューで確認)

○Adobe Acrobat Readerでの確認方法の他に、
GMOサイン「文書管理」内の [プレビュー] 表示でも署名情報の確認が可能です。
○GMOサインのアカウントをお持ちでない場合は、アカウント登録（無料）が必要になります。

<p>管理番号 [REDACTED]</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>Signing Time</p> <p>署名者情報</p> <p>[REDACTED]</p> <p>に承認しました</p> <hr/> <p>署名者情報</p> <p>[REDACTED]</p> <p>に承認しました</p> </div> <p>署名者の氏名やメールアドレス、作業日時が記録されています</p>	<h2 style="text-align: center;">業務委託</h2> <p>株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社 約を締結する。</p> <p>第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委託</p> <p>第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲の運営する店舗「 [REDACTED] 」の管理 2. 機器の点検メンテナンス 3. 「 [REDACTED] 」に係る販売促進業務 <p>第3条 甲は乙に対し、委託料として月額</p> <p>第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用</p>
--	--

電子署名の確認方法③(契約締結証明書で確認)

- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した文書の左下に紐づけされたID（契約締結証明書ID）が表示されます。

GMOサイン 電子契約締結証明書

文書名 経営委任契約書_001
 管理番号 0000015
 文書作成者 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
 文書作成者メールアドレス
 締結証明書ID **7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02**

操作日時	署名方法	署名者情報
2020/07/31 20:09 (JST) 123.234.12.34	実印タイプ	CN GMO 太郎 O GMOクラウド株式会社 OU ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP
2020/07/31 20:09 (JST) 111.23.45.67	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com
2020/07/31 20:09 (JST) 10.0.200.30	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

工期は次のとおりとする。
 着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
 完成 : 着手の日から 日以内
 引渡し: 完成の日から 日以内

第3条 (代金)
 請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
 契約成立時 金 円
 引渡しの日 金 円

第4条 (注文者の負担)
 建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

契約書(原本)

1. 本契約の工事に追加・変更し、事ができ、この場合の工期や代金の変更については別途合意書を作成するものとする。
 2. 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)
 天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

契約締結証明書IDと一致します。

7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

お問い合わせ先について

お問い合わせ

お気軽にお問い合わせください

【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

■電子印鑑GMOサイン 運営事務局

- ・ 電話番号 03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）
- ・ 担当者 銑川（かながわ）
- ・ メールアドレス sales@cs.gmosign.com
- ・ お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索